

道路占用許可申請について

1. 道路法第 32 条に関する占用工事を行うときは、事前に建設課 地域整備係と協議を行い、許可を受けてから実施すること。
2. 提出書類は、申請書「道路許可申請書」、「道路許可申請書(建設課控え分)」、「道路占用許可証」の 3 部(内、添付書類は 2 部)とし、協議書「道路法第 32 条 5 項(警察署提出分)」、「道路法第 32 条 5 項(大山崎町保管分)」の 2 部(内、添付書類は 1 部)とする。
3. 許可期間満了により更新しようとする場合は、許可期間満了 1 ヶ月前までに更新の申請を行うこと。
4. 記載要領について、下記による。
 - ① 「新規・更新・変更」欄については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書の番号及び年月日を記載し、許可書の写しを添付すること。
 - ② 申請人が法人の場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名・連絡先を記載すること。
 - ③ 「場所」の欄には、地番まで記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
 - ④ 「占用の期間」の欄は、町で記入するので申請者は記入しないこと。
 - ⑤ 「添付書類」の欄には、道路占用の場所・物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合にその書類名を記載すること。
 - ⑥ 「工事実施の方法」の欄には、「開削工法・推進工法・その他」に該当するものを○で囲むこと。
 - ⑦ 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを赤色で()書きすること。
5. 添付書類は下記を基本とし、その他必要な書類を添付すること。

| | |
|--|--|
| <p>(1) 新設及び数量変更の場合</p> <ol style="list-style-type: none">① 位置図② 平面図③ 断面図・構造図④ 交通規制図⑤ その他指示する書類 | <p>(2) 工期変更等の場合</p> <ol style="list-style-type: none">① 位置図② 前回許可書の写し③ その他指示する書類 |
|--|--|
6. 構造等詳細については、建設課 地域整備係であらかじめ協議すること。
7. 許可を受けてから工事着手 3 日前までに着手届を提出し、完了時には、完了届を必ず提出すること。